

作製： 年 月 日

【 せいねんこうけんせいど さんの成年後見制度 】

© 2023 認定NPO法人つなぐ

※このパンフレットは「赤い羽根福祉基金」
の助成を受けて作成しました



赤い羽根
福祉基金

【 】 さんのライフステージ




せいかつ

せいかつ

いまの生活とこれからの生活

おこな だれが行う？	いま	これから
ちい かね かんり 小さなお金の管理		
かじ しょくじ せんたく そうじ 家事（食事、洗濯、掃除）		
すむ きめ かんり 住むところを決める、管理		
おお かね かんり 大きなお金の管理		
ふくし しょくば けいやく 福祉サービス（職場）との契約		
ねんきん てつづ 年金手続き		



こうけんにん しごと
後見人の仕事

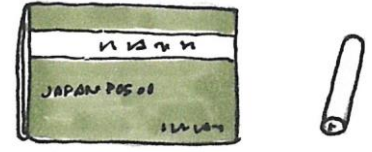
こうけんにん おお かね かんり
後見人は大きなお金を管理します



ちい かね じぶん
小さなお金は自分で



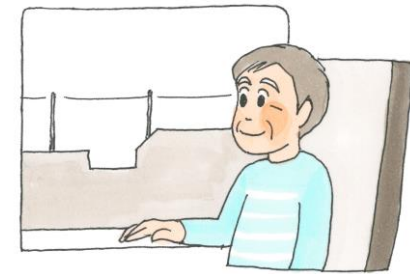
おお かね こうけんにん
大きなお金は後見人が



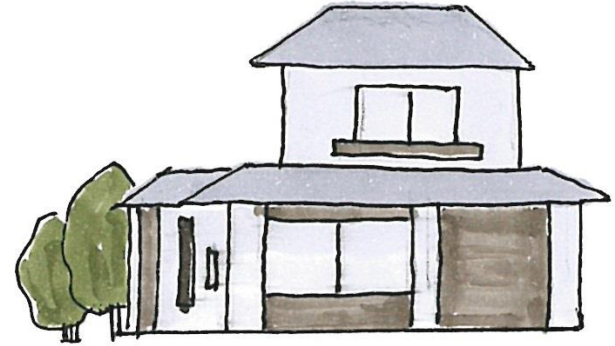
にちじょうてき かいもの
日常的な買い物



あそ
遊び



りょこう
旅行



いえ
グループホーム・家

まいつき あ

【 】 さんに毎月会いにいきます。



こづか

わた

【 】 さんにお小遣いをお渡しします。



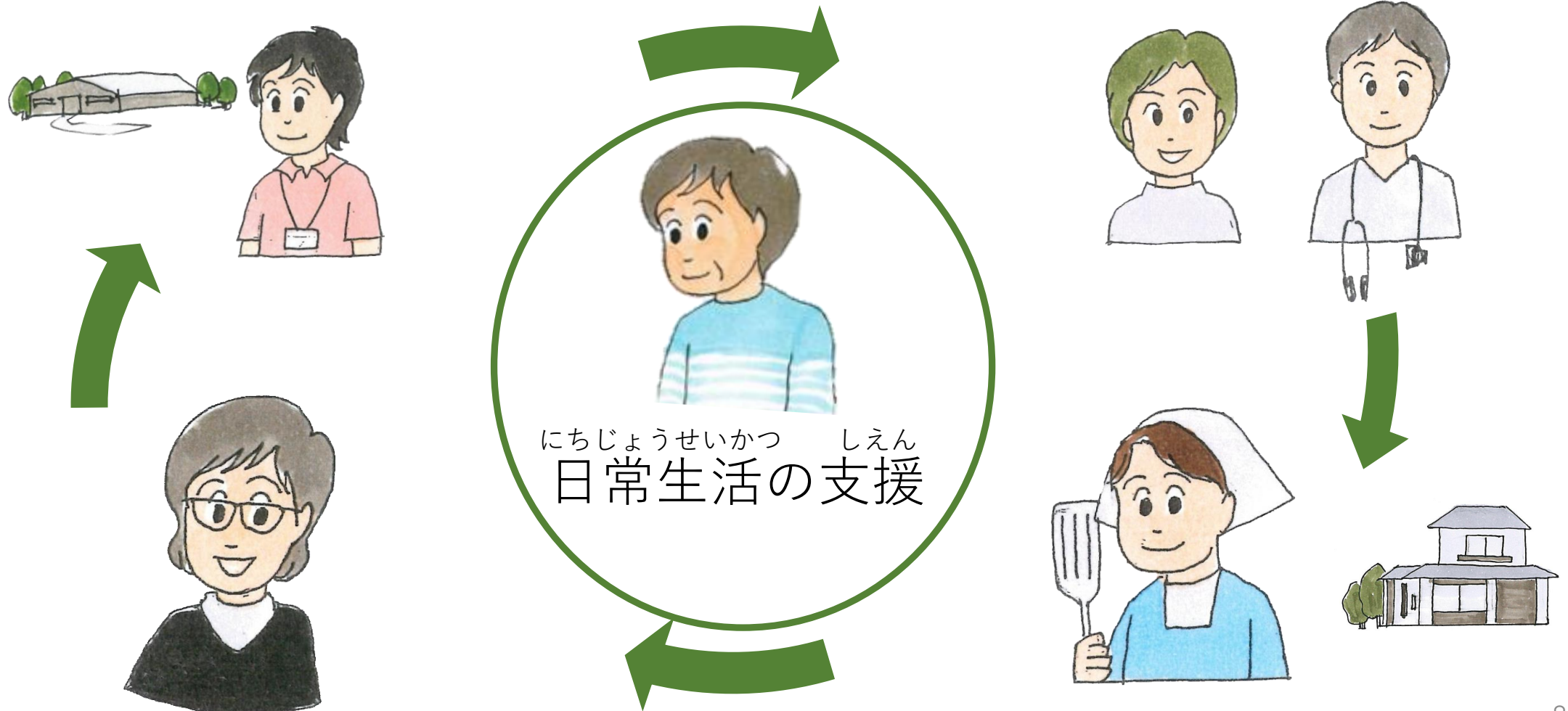
いっしょ ぎんこう かね

*一緒に銀行へ、お金をおろしに
いくこともできます。

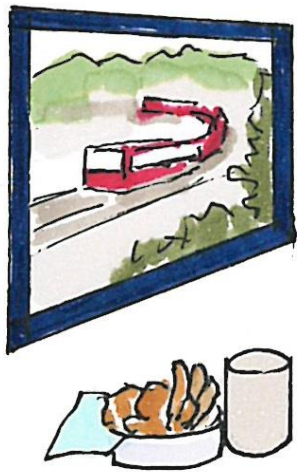
こづか じゆう つか

*お小遣いは自由に使えます。

【 】 ^{しえん}さんを支援してくれている人たちと ^{ひと}
^{れんらく}
連絡をとりあいます。



【 】 ^{やす} ^ひ ^す さんが休みの日に好きなことができる
^{しえん}
ように支援します。

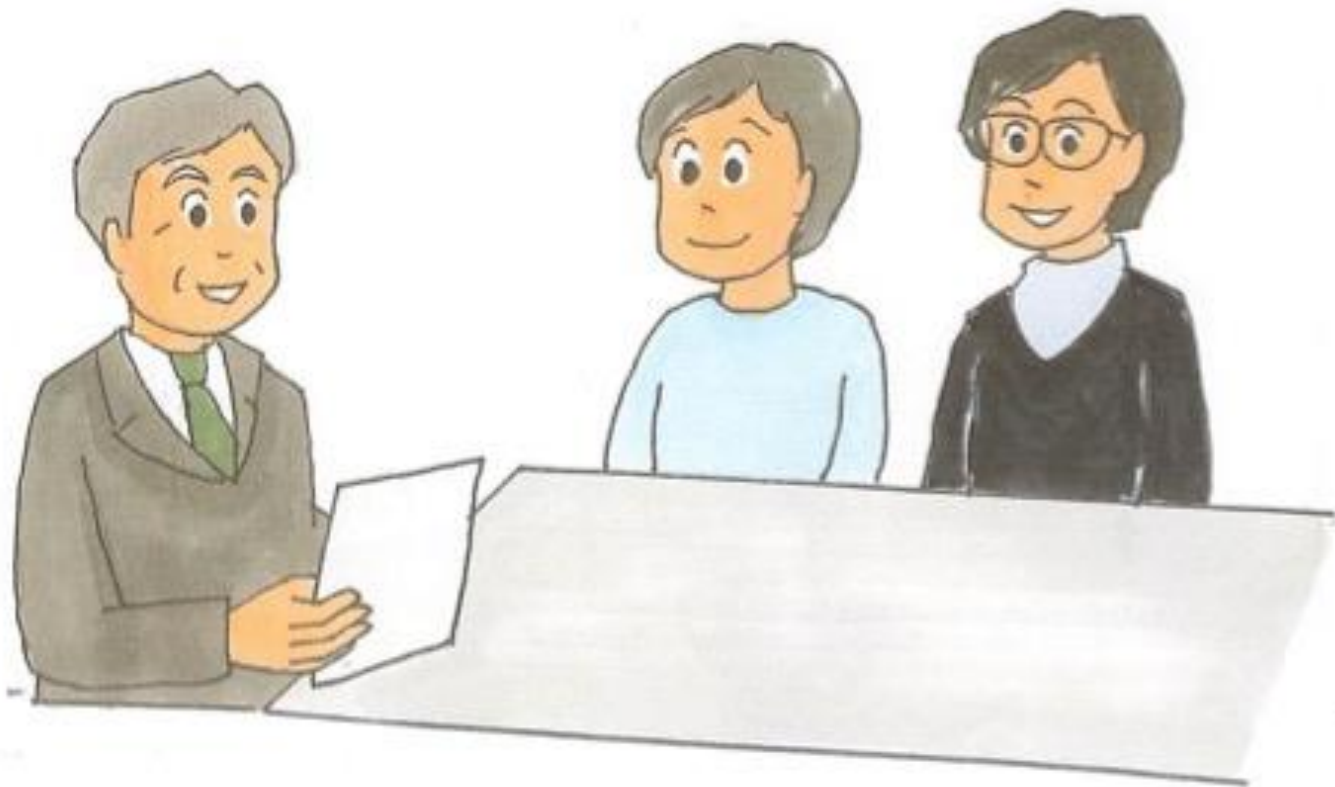


【 】 さんが^{びょうき}病気になったとき

いしゃ
お医者さん
はなし いっしょ
の話を一緒
きき
に聞きます



【 ^か ^{さまざま} ^{てつづ} さんの代わりに様々な手続きをします。】

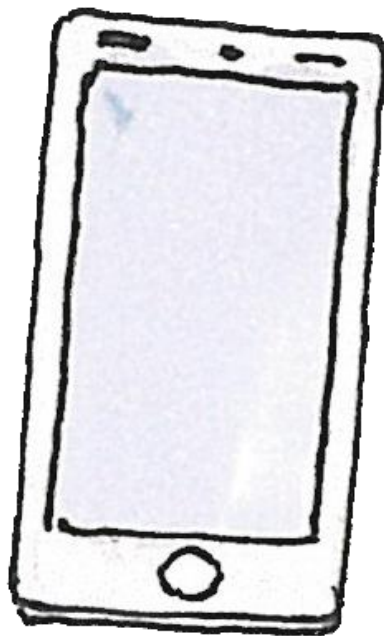


たとえば・・・
ねんきん てつづ
年金の手続き

てつだ

このようなお手伝いもします。

たとえば・・・



けいたいでんわ けいやくてつづ
携帯電話の契約手続き



さぎ ひがい けいやくとりけ
詐欺被害の契約取消し

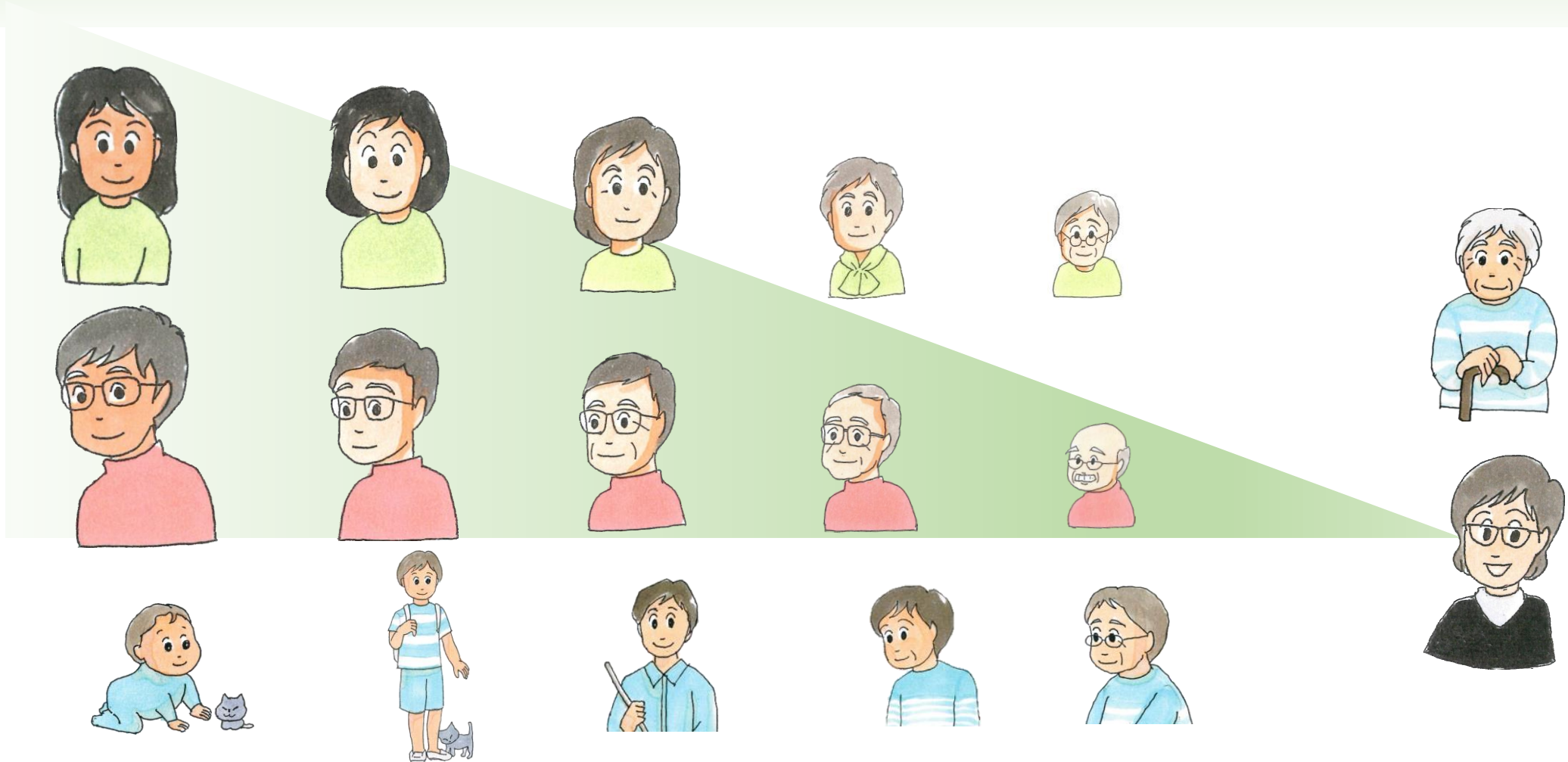
【 】 さんの^{きも}気持ちを^{ささ}支えます。

しょくば
職場などでいやなことがあったと

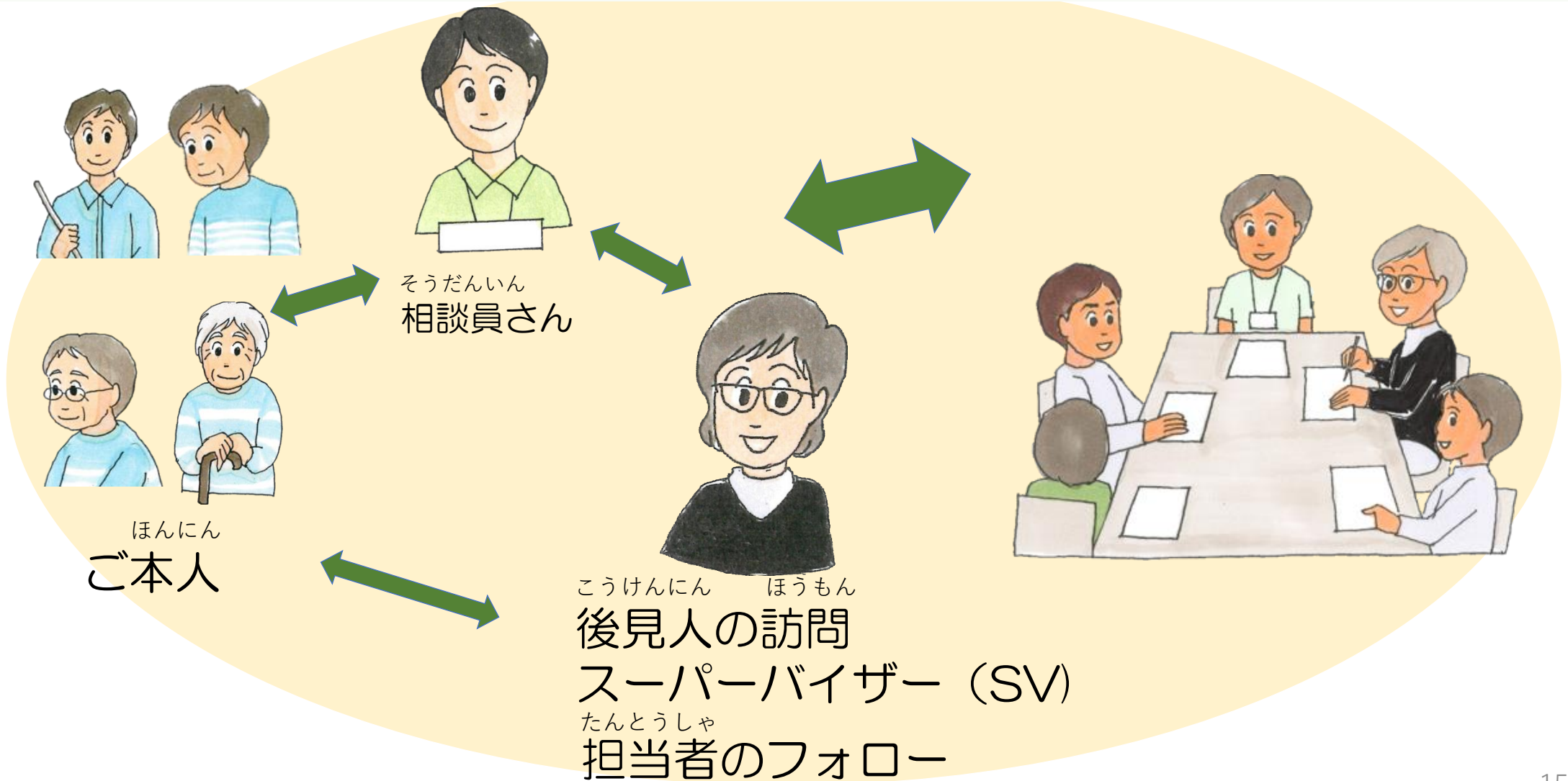
き、【 】さんと^{いっしょ}一緒に、
しょくば ひと はな あ
職場の人と話し合いをします。



【 】 ^{だいじ} ^{ひと} ^{びょうき} ^{なく} ^{あと}
さんの大事な人の病気や、亡くなられた後も
そばにいます。



【 】 さんが^{こま}困ったときに^{そうだん}相談できます。



せいねん こうけん せいど かいし
成年後見制度の開始まで

いしゃ

しんだんしょ

か

1. お医者さんに診断書を書いてもらいます。



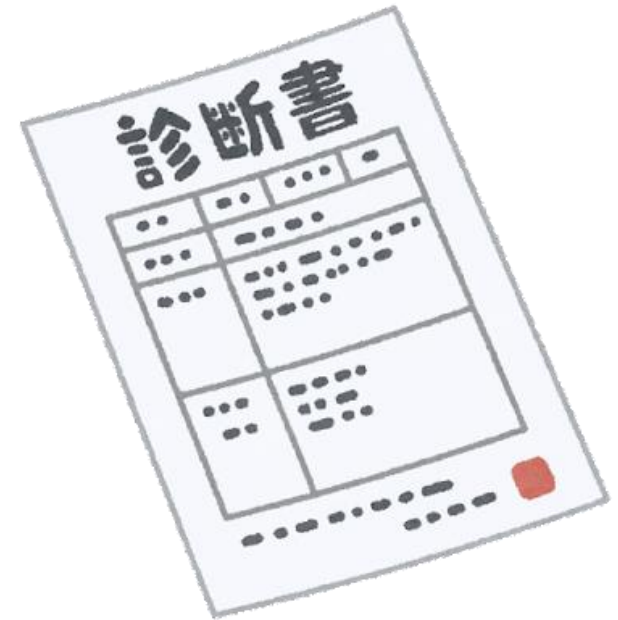
しえんしゃ
支援者



ほんにんじょうほう
本人情報シート

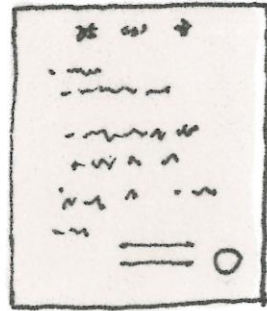


いしゃ
お医者さん

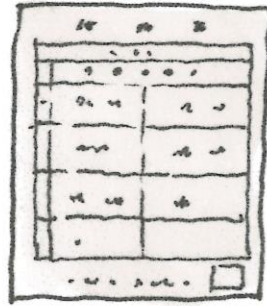


2. いろいろな書類をそろえます。
しよるい

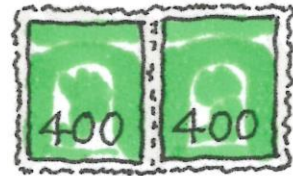
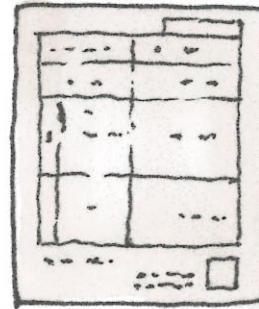
しんたん書



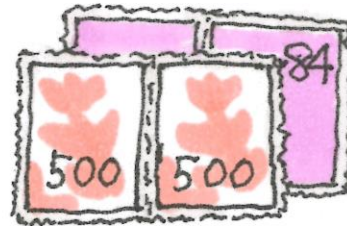
住民票



戸籍謄本



収入印紙



切手

かていさいんばしょ しょうい ていしゅつ

3. 家庭裁判所に書類を提出します。



- もうしたてしょ
- 申立書
- もうしたてじじょうせつめいしょ
- 申立事情説明書
- しんぞくかんけいず
- 親族関係図

- ざいさんもくろく
- 財産目録
- しゅうしよていひょう
- 収支予定表

- こうけんにとうこうほしやじじょうせつめいしょ
- 後見人等候補者事情説明書
- こせきとうほん
- 戸籍謄本
- じゅうみんひょう
- 住民票

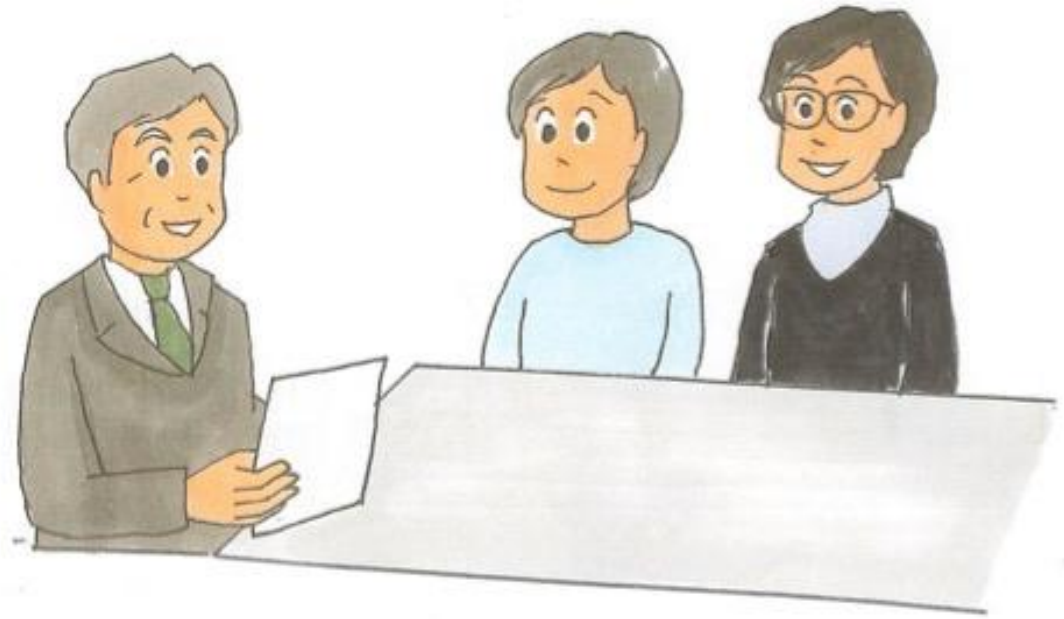
かていさいばんしょ

めんせつ

4. 家庭裁判所で面接をします。



かいていさいばんしょ
家庭裁判所



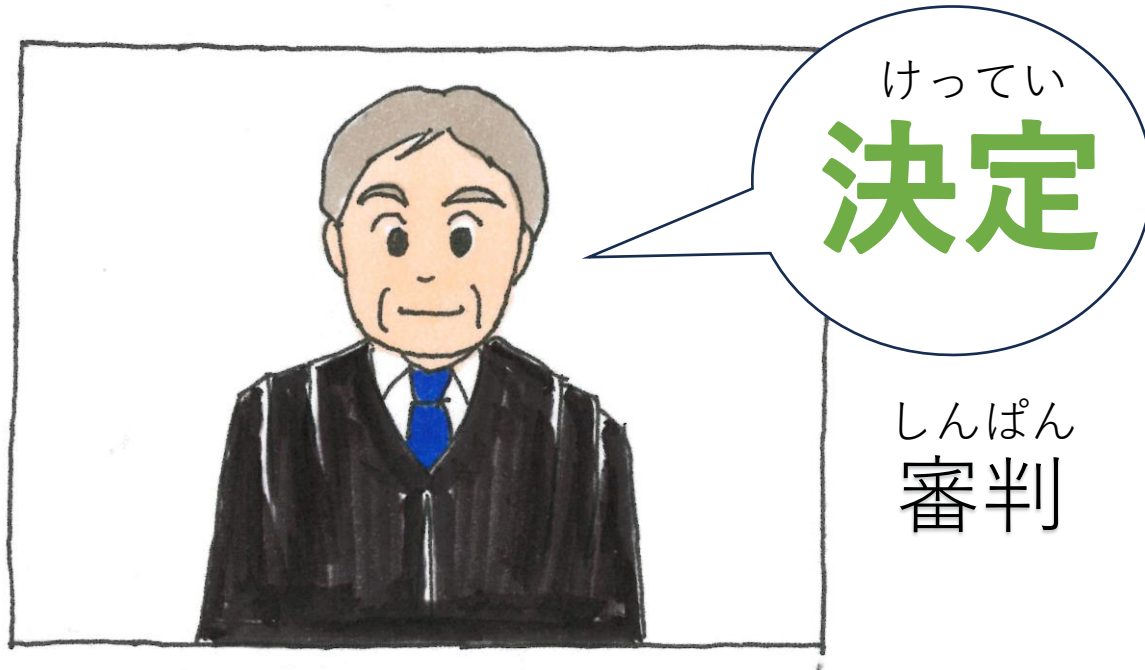
ちょうさかん めんせつ
調査官との面接

さいばんかん

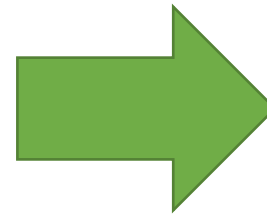
こうけんにん

えら

5. 裁判官が後見人を選びます。



しんぱん
審判



かていさいばんしょ さいばんかん
家庭裁判所の裁判官

こうけんにん ほさにん ほじょにん
後見人・保佐人・補助人

せいねん こうけん せいど りよう うえ
成年後見制度を利用する上で

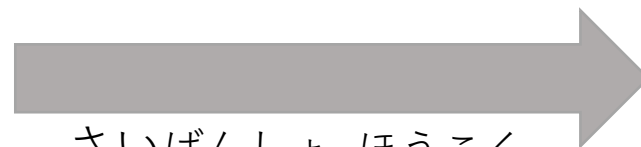
じゅうよう
重要なこと

【 】 さんは後見人にお給料（報酬）を支払います。

後見人に給料を支払う



こうけんにん ほさにん ほじょにん
後見人・保佐人・補助人



さいばんしょ ほうこく
裁判所へ報告



かていさいばんしょ
家庭裁判所



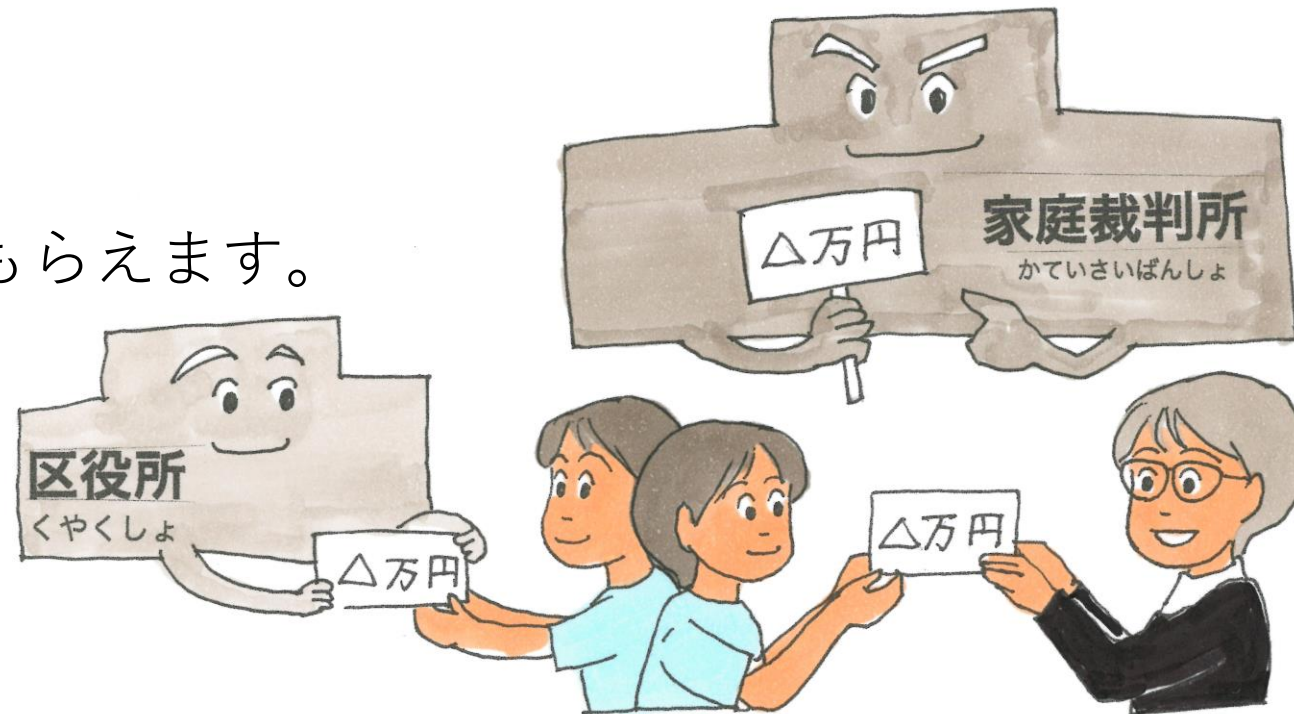
さいばんしょ こうけんにん きゅうりょう
裁判所が後見人の給料を決める

きゅうりょう ほうしゅう
給料 = 「報酬」と呼んでいます。

後見人に払うお金がない場合

成年後見制度利用支援事業という制度が利用できます。

やくしょ かね
役所からお金がもらえます。



こうけんにん ねが
後見人にお願いできないこと

ちりょう かん どうい
• 治療に関する同意

にゅういん にゅうしょ ほしょうにん
• 入院や入所の保証人

けっこん りこん かん どうい
• 結婚や離婚に関する同意

た
• その他

こうけんにん ふまん かん
後見人に不満を感じたら

- せいとう りゆう かぎ こうけんせいど りよう とちゅう
• 正当な理由がない限り、後見制度の利用は途中でやめ
られません。

- こうけんにん かぞく しえんしゃ
• 後見人とうまくいかなくなったときは、家族や支援者、
かていさいばんしょ そうだん
家庭裁判所に相談してみましよう。

- ほうじん ばあい たんとうしゃいがい ひと そうだん
• 法人の場合は、担当者以外の人に相談してみましよう。